

# こどもまんなか社会の実現に向けて

～ 国の動向等と高山市における検討課題～

令和5年9月27日（水）  
福祉部 子育て支援課



# こども家庭庁の創設

こども  
まんなか

令和5年4月1日

国や社会のかたちを「こどもまんなか」に変えていく必要があるとされ  
そのための司令塔として首相直轄の「こども家庭庁」を創設（縦割りを打破）

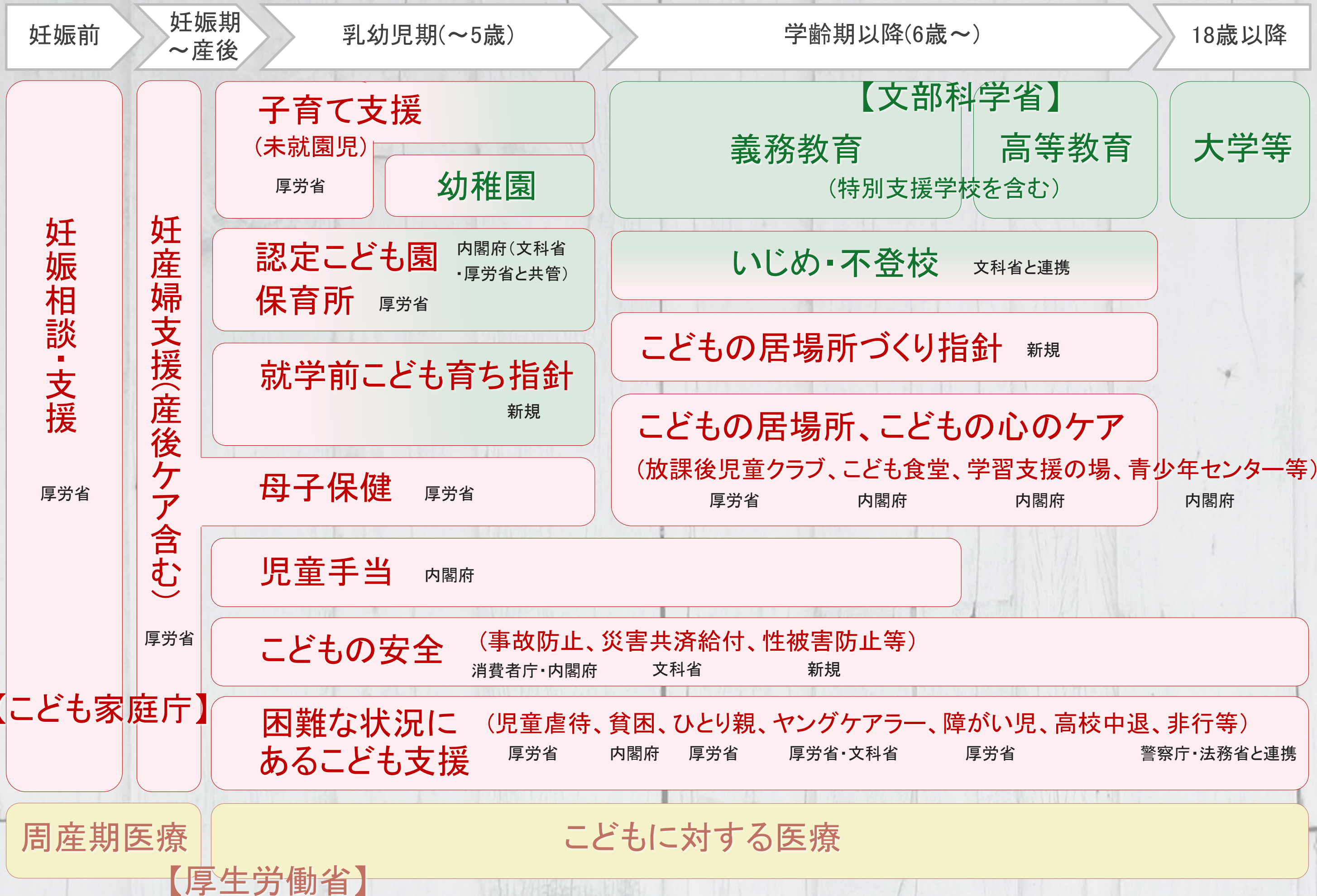
令和12年（2030年）頃までの取組みが  
我が国存亡（少子化傾向の反転）のラストチャンス

※18歳や20歳など年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心身の発達の過程にある者を「こども」とします。



# こども家庭庁 創設のイメージ

- ✓ こどもと家庭の福祉・保健・その他支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- ✓ 年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的な支援
- ✓ こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現





# こども基本法の施行

日本国憲法

子どもの権利条約

**こども基本法** (令和5年4月1日施行)

内閣府

- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法 など

厚生労働省

- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法 など

文部科学省

- 教育基本法
- 学校教育法ほか教育関連法
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法 など

法務省

- 民法
- 少年法
- 家事事件手続法 など

▶平成6(1994)年に「子どもの権利条約」を批准した際、日本政府は現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、子どもを権利の主体と位置付け、権利保障する総合的な法律が整備されなかった。

▶平成28(2016)年の児童福祉法の改正で、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される」と明記されたことは画期的だが、同法は福祉分野の法律であり、教育や司法などの分野には及ぶものではない。

▶令和5(2023)年、憲法及び国際法上認められる子どもの権利擁護を、養育、教育、保健、医療、福祉などの分野で整合性をもって実施するため、**子どもの権利を包括的に保障する「こども基本法」が施行**となる。



# こども基本法の概要

## こども基本法

### 目的

- こどもの権利擁護
- こどもが健やかに成長し、幸福になれる社会の実現
- こども施策の総合的な推進

### 定義

- こども…心身の発達過程にある者（18歳などの年齢では区切らない）

### 基本理念

- 全てのこどもの
- ① 基本的人権の保障、差別禁止
  - ② 適切な養育、福祉、教育の権利保障
  - ③ 意見表明や社会参画の機会確保
  - ④ 意見尊重、最善の利益の優先
  - ⑤ 養育支援、養育環境の確保
  - ⑥ 夢や喜びを実感できる社会環境

### こども政策推進会議

- 総理大臣が会長
- こども大綱、重要事項の審議、関係行政機関の調整

### こども大綱(R5秋)

- こども政策の総合的な推進のための政府全体の基本方針
- こども、子育て当事者、関係団体の意見を反映

国

自治体（都道府県、市町村）

### 自治体の責務

- 国や他の自治体との連携を図りつつ、区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施しなければならない

### 自治体版こども計画

- こども大綱を勘案した都道府県こども計画の策定（努力義務）
- こども大綱、都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画の策定（努力義務）※R6末予定
- 既存計画等との一体化を検討



# こども家庭センターの設置

児童福祉法改正 R6.4.1 施行

【改正前】

高山市子ども発達支援センター(子育て支援課)

- 児童福祉法第10条の2(H28改正)
- 子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を行うため、実情把握、情報提供、相談、調査、関係機関との連絡調整等を行う拠点を設置(努力義務)
- 保健・福祉・教育の専門スタッフを配置

連携

高山市母子健康包括支援センター(健康推進課)

- 母子保健法第22条(H29改正)
- 母や乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を進めるため、実情把握、相談、保健指導、健診、関係機関との連絡調整等を行う拠点を設置(努力義務)

【改正後】

※高山市における体制は検討中

こども家庭センター

- 児童福祉法第10条の2(R4改正)
- 左記の二つのセンターの意義や機能は維持したうえで組織を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関を設置(努力義務)
- センター長を置き、指揮命令系統を一本化
- センター長を補佐し、連携強化を図るための統括支援員を配置
- 支援を必要とするこどもや妊産婦などに対する個別のサポートプランを作成し、当該プランに基づく支援を展開



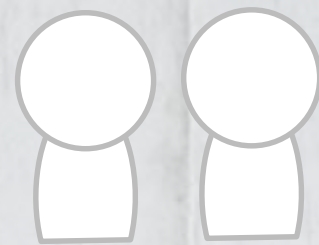
# 市長部局と教育委員会の連携

東京都中野区

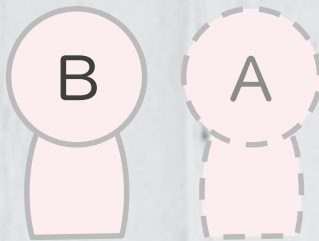
※平成23年度に組織・執行体制を一元化

## 子ども教育部

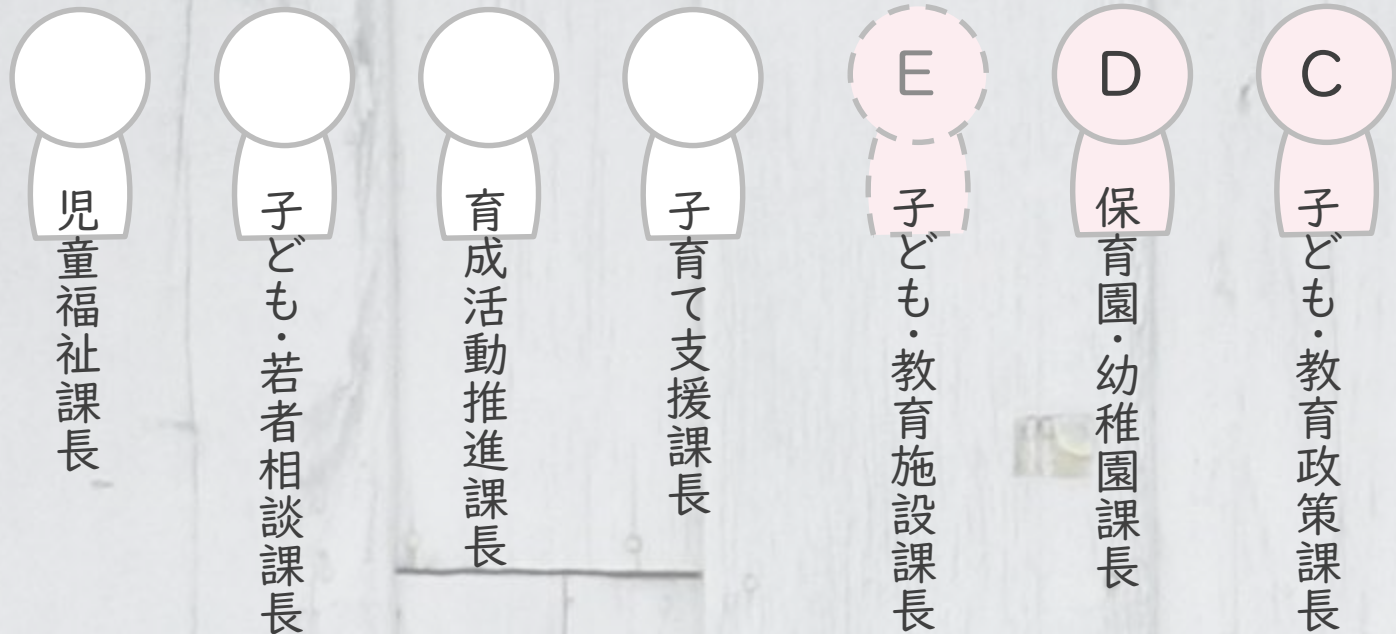
区長、副区長



子ども教育部長  
教育委員会事務局次長



子ども家庭支援  
担当部長  
教育委員会事務局参事



## 区教育委員会

教育長

兼務者



教育委員会事務局参事  
子ども家庭支援担当部長



教育委員会事務局次長  
子ども教育部長





# 高山市の主な検討課題

## ①組織、推進体制のあり方

- 国の示す児童福祉と母子保健の統合による「**こども家庭センター**」への見直しの検討
- 市長部局と教育委員会との連携が一層進む**兼務**など体制の見直しの検討
- 情報共有や適切な支援のための**情報システム**導入の検討

## ②こども計画(仮称)、施策のあり方

- 国「こども大綱」、県「こども計画」を踏まえた市の新たな「**こども計画**」の策定
- 事務事業の棚卸し、**スクラップアンドビルド**
- 官民連携**による政策推進の仕組みづくりの検討

## ③こども条例(仮称)のあり方

- 令和5年3月に市議会福祉文教委員会から政策提言を受けた「**子どもの権利条例**」制定の検討
- 条例に根拠を置く**推進組織**や**施策**の調整
- 市民参加**がより得られる進め方の工夫

## ④場所などのあり方

- 連携に向けた**執務室(相談スペース含む)**などの検討
- 子どもの遊び場、**居場所**などを含む、既存の子ども関係施設の整理や再配置の検討
- オンライン**による発信や交流の強化の検討